

議案第 36 号

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 3 月 16 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 63 号）が平成 27 年 3 月 4 日に、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 71 号）が平成 27 年 3 月 11 日にそれぞれ公布され、いずれも同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例

箱根町国民健康保険条例（昭和 34 年箱根町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 72 条の 4」を「第 72 条の 5」に改める。

第 9 条の 3 第 1 号中「保健事業に要する費用の額」の次に「、法第 81 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の 2 分の 1 に相当する額」を加え、同条第 2 号中「第 72 条の 4」を「第 72 条の 5」に、「その他」を「、法第 81 条の 2 第 1 項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

第 13 条の 6 中「51 万円」を「52 万円」に改める。

第 13 条の 6 の 12 中「16 万円」を「17 万円」に改める。

第 13 条の 12 中「14 万円」を「16 万円」に改める。

第 17 条の 4 第 1 項中「51 万円」を「52 万円」に改め、同項第 2 号中「24 万
5 千円」を「26 万円」に改め、同項第 3 号中「45 万円」を「47 万円」に改め、
同条第 3 項中「51 万円」を「52 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に改め、
同

条第 4 項中「51 万円」を「52 万円」に、「14 万円」を「16 万円」に改める。

附則中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 9 条の 3、第 13 条の 6、第 13 条の 6 の 12、第 13 条の 12 及び第 17 条の 4 の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 26 年度分までの保険料については、なお従前の例による。